

(第一類 第四号)

第二回國會 衆議院 司法委員會 議錄 第四十一号

(六一七)

昭和二十三年六月二十五日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

理事 鐵治 良作君 理事 石川金次郎君

岡井 謙三郎君 佐瀬 昌三君

山口 四郎君 松本 弘君

石井 繁九君 池谷 信一君

榎原 千代君 猪俣 浩三君

吉田 安君 中村 又一君

酒井 俊雄君 大島 多蔵君

出席國務大臣

國務大臣 鈴木 義男君

出席政府委員

檢察長官 木内 曾益君

法務廳事務官 野木 新一君

委員外の出席者

專門調査員 村 教三君

專門調査員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(六九号)

○井伊委員長 會議を開きます。

刑事訴訟法を改正する法律案を議題として審議を進めます。花村四郎君。

○花村四郎君 ただいま議題に相なつておりまする刑事訴訟法改正法律案について質問をいたします前に、関連質問として、「一応法務廳にお尋ねいたしておきたいと思ふのであります。それは西尾國務大臣に関する問題であります。この問題に關しては、少くとも最も直接の關係のありまする本委員會で、前に質問をいたすべきであ

つたのであります。ついにその機會が与えられずに、關係のないと言へば語弊がありますが、比較的關係の薄い予算委員會において質問せられたような結果に相なつたのであります。この西尾國務大臣の政令違反に關しまする問題が起きましたことは、まことに議會人として、私どもも遺憾に思ひます。昨日は不信任案を議會に提出せられるに至り、相当世間の耳目を聳動するやうな情勢に相なつてきたのであります。この事件のなりゆきこそは、全國國民が等しく見守つておられるのであります。法務廳といたしましても、きわめて慎重に、しかも公正に扱わなければならないことであり、またそれ扱われておることを私は信じて疑いません。聞くところによりますれば、西尾國務大臣に對しまする政令違反は、すでに檢察當局に對しては起訴と決定し、その公訴提起に關する書類が、法務廳の手に再び渡つておるといふ話であります。その後経過はどう相なつておりましたか、その点をお尋ねいたしたいと思います。

○鈴木國務大臣 お答えをいたします。西尾國務大臣の政令違反に關する起訴の要請は、ただいま私のところにまいつております。慎重に諸般の事情を考慮いたしまして、起訴の時期を決定することが、刑事政策としても、きわめて大切なことであると考えておりますので、適當な時期がまいりますれば、理由を明らかにして、この裏議の決議をいたし、その先の手続をとる。

○花村委員 まことにごもつともな話であります。しかしこれとともあまり慎重を期するといふ意味で、在再日子を遷延いたすやうなことがありますれば、かえつて世の疑惑を招くに至り、また殊にその政令を同じやうにたしておりまする法務廳のこの問題に對する態度等についても、疑念をさしはさまれるところのおそれなきを得ないのであります。かやうなことは、まことに公正であるべき司法權にまで、ひいては疑問をもたれるにいたるのおそれなきを得ないのであります。まことに社會環境の的と相なつておるだけに、重要であると思ふのであります。そこで慎重をいひるのであるが、こやういふ問題はなるべく速やかにその全貌を明確にして、そうして公衆の面前へ發表するといふことが、最も願わしいことであると思ふのであります。かやうな観点から、速やかに裏議の結果をつけるといふことであるべきやうに思ふのであります。その時期といふのは、いつごろになりましようか。時期も長い時期がありましようし、短い時期もありましようが、その適當な時期といふのは、大体どの程度のことを言われるのか、その見通しをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 參議院の予算委員會でも痛烈な御質問がありまして、私が同じ黨派であるために、庇護するためにあまいな態度をとつておるのではないかとこやういふ御趣旨の御質問もあつたのであります。今のところこやういふやうに疑われても、やむを得ないやうな形になつておることは、私として非常に遺憾に存じます。が、私自身としては、毛頭こやういふ考へはないのであります。あくまで法に從つて厳正公平にやる、この基本方針に變りはないことを、ひとつ御了承をおきを願ひたい。從つてそのときの見通しにつきましては、こもつともな御質問であります。こにこまに申して、こやういふことは考えられません。と申して、いつといふことをはつきり申し上げることは、非常にむづかしいのであります。遠からざる將來といふやうに御了承を願ひたいと思ひます。

○花村委員 法務廳の言われるところも、こもつともであります。しかしただいま法務廳自身が申されたやうに、參議院でこやういふ誤解を招くといふことは、ただに參議院ばかりでなく、一般社會においても、こやうな誤解をしていく向きが相當あるやうであります。法務廳の厳正公正なる立場で、こもどくもいふやうな氣持はよくわかるのであります。しかしそれはただ言われるのみでは、いかなるやうにそれを何らかの形において現わして、初めて司法權の公正の前にこもどくも熱意と誠意をもつていく法務廳であるといふことが明らかにせられることに相なるのであります。こから、こやうな誤解を生ぜしめない意味から、こやういふ問題を迅速に解決すること、こを望ましいと思ふのであります。

○鈴木國務大臣 大体こやうに考へたいのであります。思ふのであります。最初この問題をいかに扱うべきかといふことにつきましては、いろいろな方面との交渉をいたし研究をいたしました結果、日本の國情、國家の現況といふものを考へまして、諸般の事情を考慮して適當に処理すべきものである、こやういふ結論に到達した結果、こやういふことに相なつておるのであります。こから、花村委員が御指示になりますやうなことに相なるであらう、こやうに申し上げておきます。

○花村委員 ただいまの西尾國務大臣に關します問題は、大体裏議に關する扱ひ等についても明瞭に相なりましたので、この問題はここの程度で打ち切りたと思ひます。

進んで本案についての質問にはいろうと思ふのであります。まず初めに總括的意味の質問を、二、三いたしたいと思いますのであります。

第一に、刑事訴訟法は、要するに刑事に關する裁判權の行使を規定してある法律であります。が、わが憲法の條章を見ても、裁判權といふ言葉を、憲法第六章に、司法權といふ文字を用いておるのであります。この司法權と裁判權とがどう違ふかといふことは、學者の間でも議論のわかるるところであります。廣狹二様の意味のあります

こやういふことにいたそうと考へておられます。

○花村委員 まことにこもつともな話であります。しかしこれとともあまり慎重を期するといふ意味で、在再日子を遷延いたすやうなことがありますれば、かえつて世の疑惑を招くに至り、また殊にその政令を同じやうにたしておりまする法務廳のこの問題に對する態度等についても、疑念をさしはさまれるところのおそれなきを得ないのであります。かやうなことは、まことに公正であるべき司法權にまで、ひいては疑問をもたれるにいたるのおそれなきを得ないのであります。まことに社會環境の的と相なつておるだけに、重要であると思ふのであります。そこで慎重をいひるのであるが、こやういふ問題はなるべく速やかにその全貌を明確にして、そうして公衆の面前へ發表するといふことが、最も願わしいことであると思ふのであります。かやうな観点から、速やかに裏議の結果をつけるといふことであるべきやうに思ふのであります。その時期といふのは、いつごろになりましようか。時期も長い時期がありましようし、短い時期もありましようが、その適當な時期といふのは、大体どの程度のことを言われるのか、その見通しをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 參議院の予算委員會でも痛烈な御質問がありまして、私が同じ黨派であるために、庇護するためにあまいな態度をとつておるのではないかとこやういふ御趣旨の御質問もあつたのであります。今のところこやういふやうに疑われても、やむを得ないやうな形になつておることは、私として非常に遺憾に存じます。が、私自身としては、毛頭こやういふ考へはないのであります。あくまで法に從つて厳正公平にやる、この基本方針に變りはないことを、ひとつ御了承をおきを願ひたい。從つてそのときの見通しにつきましては、こもつともな御質問であります。こにこまに申して、こやういふことは考えられません。と申して、いつといふことをはつきり申し上げることは、非常にむづかしいのであります。遠からざる將來といふやうに御了承を願ひたいと思ひます。

○花村委員 法務廳の言われるところも、こもつともであります。しかしただいま法務廳自身が申されたやうに、參議院でこやういふ誤解を招くといふことは、ただに參議院ばかりでなく、一般社會においても、こやうな誤解をしていく向きが相當あるやうであります。法務廳の厳正公正なる立場で、こもどくもいふやうな氣持はよくわかるのであります。しかしそれはただ言われるのみでは、いかなるやうにそれを何らかの形において現わして、初めて司法權の公正の前にこもどくも熱意と誠意をもつていく法務廳であるといふことが明らかにせられることに相なるのであります。こから、こやうな誤解を生ぜしめない意味から、こやういふ問題を迅速に解決すること、こを望ましいと思ふのであります。

○鈴木國務大臣 大体こやうに考へたいのであります。思ふのであります。最初この問題をいかに扱うべきかといふことにつきましては、いろいろな方面との交渉をいたし研究をいたしました結果、日本の國情、國家の現況といふものを考へまして、諸般の事情を考慮して適當に処理すべきものである、こやういふ結論に到達した結果、こやういふことに相なつておるのであります。こから、花村委員が御指示になりますやうなことに相なるであらう、こやうに申し上げておきます。

○花村委員 ただいまの西尾國務大臣に關します問題は、大体裏議に關する扱ひ等についても明瞭に相なりましたので、この問題はここの程度で打ち切りたと思ひます。

進んで本案についての質問にはいろうと思ふのであります。まず初めに總括的意味の質問を、二、三いたしたいと思いますのであります。

第一に、刑事訴訟法は、要するに刑事に關する裁判權の行使を規定してある法律であります。が、わが憲法の條章を見ても、裁判權といふ言葉を、憲法第六章に、司法權といふ文字を用いておるのであります。この司法權と裁判權とがどう違ふかといふことは、學者の間でも議論のわかるるところであります。廣狹二様の意味のあります

こやういふことに相なつておるのであります。こから、花村委員が御指示になりますやうなことに相なるであらう、こやうに申し上げておきます。

○花村委員 ただいまの西尾國務大臣に關します問題は、大体裏議に關する扱ひ等についても明瞭に相なりましたので、この問題はここの程度で打ち切りたと思ひます。

進んで本案についての質問にはいろうと思ふのであります。まず初めに總括的意味の質問を、二、三いたしたいと思いますのであります。

第一に、刑事訴訟法は、要するに刑事に關する裁判權の行使を規定してある法律であります。が、わが憲法の條章を見ても、裁判權といふ言葉を、憲法第六章に、司法權といふ文字を用いておるのであります。この司法權と裁判權とがどう違ふかといふことは、學者の間でも議論のわかるるところであります。廣狹二様の意味のあります

こやういふことに相なつておるのであります。こから、花村委員が御指示になりますやうなことに相なるであらう、こやうに申し上げておきます。

○花村委員 ただいまの西尾國務大臣に關します問題は、大体裏議に關する扱ひ等についても明瞭に相なりましたので、この問題はここの程度で打ち切りたと思ひます。

進んで本案についての質問にはいろうと思ふのであります。まず初めに總括的意味の質問を、二、三いたしたいと思いますのであります。

第一に、刑事訴訟法は、要するに刑事に關する裁判權の行使を規定してある法律であります。が、わが憲法の條章を見ても、裁判權といふ言葉を、憲法第六章に、司法權といふ文字を用いておるのであります。この司法權と裁判權とがどう違ふかといふことは、學者の間でも議論のわかるるところであります。廣狹二様の意味のあります

こやういふことに相なつておるのであります。こから、花村委員が御指示になりますやうなことに相なるであらう、こやうに申し上げておきます。

○花村委員 ただいまの西尾國務大臣に關します問題は、大体裏議に關する扱ひ等についても明瞭に相なりましたので、この問題はここの程度で打ち切りたと思ひます。

進んで本案についての質問にはいろうと思ふのであります。まず初めに總括的意味の質問を、二、三いたしたいと思いますのであります。

ることは、多く申し上げるまでもないのであります。しかし大体において裁判権と司法権とが相一致しておる、その内容においてはほとんど同様のものであるといふことだけは、大体間違いないところであります。そこでわが憲法は、米國の憲法を大体において模倣いたしておるのであります。その結果として、三權分立の關係が強く織りこまれておるのであります。司法、立法、行政といふものは、互いに獨立して相侵してはならないものであるといふ建前に、大体なつておるのであります。殊にこの司法権の獨立に對しましては、一層強い意味に解釈をいたすべきであらうと思ふのであります。そこでこの司法権と裁判権とが大体において同様であるといふ先ほど申しました前提が誤りでないとするならば、この刑事訴訟法に關する刑事の裁判権といふものも、また立法、行政の面から分離せられて、これは侵すことのできないところの獨立した國家の權力であるといふことにみるべきであらうと思ふのであります。が、かような点に關する法務總裁の御所見を一応伺つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 ただいま花村委員の仰せられたことは、抽象的な理論ではあります。が、抽象的な理論として、その通り私も考へる。こう申し上げてよからうと思ひます。

○花村委員 そこでさらにお尋ねしたいのは、ただいま參議院の司法委員會で扱つておるのであります。が、尾津の保護許可決定に關する問題、その他許されたる漁区の範圍を出でたといふ違法行為に對する裁判等に関しま

して、裁判官の不当處理に關する事案が、參議院で取り上げられておるのであります。が、私は不幸にしてまだその全貌並びに内容等について、詳らかに聞いておりませんので、從つて新聞紙上に現れたる一部のみを承知しておるにすぎぬのであります。が、しかしこゝういふ裁判所で扱つておるこの事件、裁判権の行使として刑事裁判所において扱つておるこゝうした事件、こゝういふ事件を參議院が取り上げられて、それは非曲直を決することは、この三權分立の建前から、殊に裁判権の獨立はあらゆる面から強く主張せられております。こゝういふ問題に對して、參議院が取扱ふことは、はたして正当であるか、どうであるか。この點に關する法務總裁の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 實は參議院の司法委員會でやりになつておることの内容については一通りの調査、報告のようなものに承つておる。が、私も詳らかにいたしておらないので、その判断が正確であると申すことはあるいはできないかもしれせん。しかし私の承つておる限りにおいては、具体的な裁判の實體に關する限り、殊にこれからやろうとする裁判に關する以上といふのではないのであつて、過去に行われた裁判、あるいは裁判の方法、態度、あるいは裁判に附随した行政等の適合について、事實を調査しつつ、これに批判を加えるといふことが趣旨のうちに承つておるのであります。その範圍を出でないならば、私は三權分立の建前でありまして、國權の最高機關である國會といひましたは、國政全体——國政といふ言葉は非

常に廣い意味をもちまして、裁判もその中にはいると思ひますが、調査をし、批判をする自由と權限をもつておる。その意味においては差支えないことと考へておる次第であります。

○花村委員 ただいまの法務總裁の御意見なるほどこともつとめて、われわれもさういふ解釈をいたしておるのであります。裁判権行使の實體に關係をもたざる裁判の結果に對する批判、調査は、國政の上からできるものであるといふ解釈は、われわれもさういふ考へておるのであります。が、しかしこゝで注意をせなければならぬことは、こゝういふことは適當ではあります。けれども、しかしそれがひいて裁判権の行使に影響を及ぼすのではないが、裁判所で決した決定、命令もしくは判決に對して、強い批判が行われた場合において、裁判官がその後においてなします裁判権の行使につき、ある意味においては、さうした取調、調査が、大きな刺激を与へ、あるいは何と申しますか、無形の干渉と申しまして、うか、裁判官の裁判権行使の心理の上に大きな刺激を与へますことは、間違ひのないことであらうと思ふのであります。さうした刺激が大きくなるほど、あるいは苛烈になるほど、ひいては裁判権行使に關する實體上の仕事の上になつて、やはりそれが大きな影響をもつてくるという場合が想像できるのであります。なるほど形の上においては、何ら司法権の獨立を害さぬように見えるのであります。が、實質においては、それがひいて司法権の獨立を害するがごとき結果をみる場合が生ずるのではないかといふことを恐れる

のであります。こゝういふ問題が新憲法のもとにおいて、立法府で取上げられるといふような場合に相なつてまいりましたことは、おそらく今日までの司法権、あるいは裁判権の建前から見ますならば、これは大きな一つの革命でありました。こゝうした革命的な裁判権に對して、これらの仕事に附加されるといふやうな情勢下に相なつてまいりましたので、この司法権の獨立をどこまでも護つていくといふ建前を、その場所と時とを論ぜず、どこまでも堅持していく態勢が、こゝに整えられなければならぬ。整えられてこそ、初めて立法府における批判、調査と、さうして嚴正であるべき裁判権の行使と相まつて、その裁判はよりよく運行されるといふことに相なろうと思ふのであります。が、こゝういふ重大なる問題に對して、法務總裁はいかなる覚悟と方途をもつておられるか。これを承りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 ただいまの御質問の趣旨につきましては、幾多もつとも点があるものであります。私どももいたしまして、同じやうな愛を抱いたこともあり、また一部分は今日も心配はいたしておるのであります。従ひまして、個人的に參議院の委員長にも、さういふ心配のないやうに、この運営を進めていただきたいといふことは、申したこともあるやうな次第であります。が、この問題は、しばらくおきまして、少くとも裁判に對して、今まではあまりにも批判がなされた。旧憲法の時代におきましては、司法権の獨立が文字通り尊重せられましたが、批判は自由であるべきである。批判が加えられることによつて、裁判の進歩

もあり、それから時代の常識に合致することにたり、その点もつと活潑な批判があつてしかるべきである。考へておる次第であります。が、新憲法のもとに相なりましては、現に裁判官の適格については、國民の審査に付するといふことが考へられておるやうな次第でありまして、裁判をあらゆる方面から健全に批判するといふことはよいことであらうと思ひます。ただそれが行き過ぎて、あるいはあまりに具體的な問題に密着いたしますために、裁判官をしておそれを抱かしめる、あるいは知らず／＼のうちに精神的拘束を感ぜしめるといふことに相なる。さういふことが、まさしく現れてくるのであります。さういふことのないやうに注意しなければならぬと考へるのであります。が、一般的に申して活潑な批判にたえることが、やはり裁判の健全に發達していくゆゑんではないかと思ふのであります。その意味においては、私は國會は健全なる判断力をもつておると信じます。がゆゑに、これに信頼して、ある程度活潑なる批判が行われることは、これを許容してよろしいのではないかと考へる次第であります。

○花村委員 そこで法務總裁の氣持もよくわかるのであります。が、やはりさういふ新制度が打立てられてまいりました場合において、この新制度に即応して、やはり裁判官等も進んでいくといふやうな建前にならなければ、ほんとうにこつぱな裁判権の行使はできぬと思ふのであります。そこで從來閉じこめられておつた裁判官を、ひとつ何らかの方法でもう少し解放する必要が

あるのじやないか。精神的の解放と申しますか、こういう意味において、裁判官に対する再教育を考へておらぬか。今日の裁判官といふものは、何だか孤島の中に一人で住んでおるやうな、少くとも共同生活とかけ離れたやうな氣持をもつておるやうに私は思う。なるべく世間の風になれまいとしておる。従つてそういう氣持が隣り近所の人にも顔を含ませるのはいやだ、あるいは友人知己にもなるべく合はぬやうにしよ、あるいははかつて惡意にしておつた辯護士にすらも、なるべく會つたり、話をしたりすることを避けようといふやうな氣持が身に満ちておることが、われ／＼はよく在野法曹としてわかる。またそういうことを何人も認める。また上官もそうした下の方の裁判官の態度を容認するといふか、許すといふか、あるいはさういふ態度を望むといふか、上の方の人も一向さういふ態度に対して是正しようとも考へず、いなむしろさういふ態度を從容するがごとき風潮も一面においてあるやうに感ぜられる。こういう共同生活をしておる社会といふもの、世間といふものから離れておるといふ氣持では、また離れんとしようといふやうな氣持では、とうていりつばな裁判のできぬことは明瞭であります。さうすると裁判官は神經過敏過ぎる、小さいことでも非常に神経が大きく動いておる。そういうことが、結局裁判官の行使に妥當性を欠くやうな結果をもたらすのであります。今日は司法権も國民の前にては、あらゆる観点から調査批判をされなければならぬといふことになつてきて、裁判権そのものもこれはやはり官吏や上司が握つておる

裁判権じやない。國民みづからが握つておる裁判権である。裁判は自分みづからがやるのだといふやうな氣持になつてこなければならぬことは當然であり、また主権在民の見地から考へても、國民が考へるべきであらうと思ふのでありますけれども、こゝういふ考へ方に移り變つてきた民主的の世相に対して、裁判官の氣持といふものは、今日もなおまだ改められておらない。でありますから、現にたとえば尾津の保釈問題のごときが、その是非を参議院において取上げられて論ぜられるといふことになりますると、すくなくやがて神經が過敏になつて、まず保釈などを考へ／＼許して物議をかもすよりも、なるべく事なかれ主義で、まあ保釈などは許さぬでおこ、まあ許さぬといふことも、これもよくないことではありますけれども、許すことよりも、むしろ許さないでおくことの方が、物議をかもすことが少い。でありますから、最近はこの事件は當爲保釈をしてよろしい。また旧來も保釈をしておつたと認められる事件について、最近においては保釈もなか／＼許さぬやうになつてきた。そこでいろいろ聞いてみると、尾津の問題などで保釈を許したことがいかにぬといふので、参議院で取上げられておるといふやうな關係から、最近ではほとんど手控えるやうなことになつてきたといふ話も、私は聞いたのであります。なるほどさう思ふ。すくなくこゝういふところへ、よくそれが響いてくるならばいいのでありますけれども、悪い意味で響いてくる。参議院でやつておるのが悪いといふのではありません。もちろん結構である。響いてもよろしいが、

その響いてくる響きに裁判官が麻痺さぬやうにすることこそ肝要である。それにはやはり裁判官に關してあらゆる面から再教育をして、さうしてこの時代の風潮に副うやうにもつていかなければいかぬのじやないかと私は思ふ。なるほど裁判官は今回は相當に優遇せられて、普通の官吏とは違ふやうなことになるてまいりました。また裁判官には相當優秀な者もあり、頭のよい者もあり、判断力の強い者もありまします。まことにりつばなばかりであります。しかしながら、裁判官といふ型にはめられてしまつと、優秀な人物でも、ついにいわゆる裁判官らしい一つの型にはまつてしまつて、一面においてはそこは個性的な意味における欠陥が、だん／＼腫物のように大きくなつていくといふやうなこともなり、さうして裁判官といふものが世間から離れておるがごとき氣持態度に相なつておりますことは、疑う余地がないと思ふのであります。でありますから、こゝういふ点から、もう少し裁判官も民主化して、公私の別をはつきりする。私的においては、何人と話そうと、また何人と飲もうと、何人と遊ぼうと、そんなことは決して應とするに足らぬ。否むしろ普通の社会人のごときことをやつていつていい。若者買ひをするのもいいでしょう。カフェーに行くのもいいでしょう。裁判官であるから、普通の人のやることをやつてはいかぬといふやうな、そんな偏屈な考へをもつ必要はない。さうして人の正面も裏面も、世の中の表も裏も、すべてを知つて、さうして人の機微をうかがい知るところまでいつて、初めてりつばな裁判ができようと思ふのであります。そ

れには今日の裁判官を、やはりある程度まで再教育をして、時世に副うところの、また新憲法の趣旨に副うところの、また新刑法に副うところの、ほんとうの生きた使えるところの裁判官を仕立てる必要があると思ひますが、この点はいかがでしよう。何か方途がありましたらおもしろいと思ひたいと思ひます。

○鈴木國持大蔵 ただいま花村委員の仰せられたことは、完全に私は同感であります。かねて私自身野時代から、この感をもつておりました。何とかしてもつと裁判官が常識がゆたかに、さうして生々とした人間になつてほしい。かつて問題になつた化石とまでは思ひませんが、どうしてでも象牙の塔にこもつて小さいからの中にどじこもるといふ傾向をもたれるといふことは、非常に遺憾なことであると考へておつたのであります。フランス、イギリス、アメリカなどの裁判官に接觸した経験からみると、人間のスケールも大きい、常識のゆたかさといふやうな点におきまして、たしかにずつと上であることを肯定せざるを得ないのであります。それらは要するに、文化の程度が一般に高いこと、待遇が非常にゆたかであり、少年時代からゆたかな教育を受け、幅の廣い趣味と教養をもつていくことができるために、自然にさういふ人物ができていくと思ふのであります。同時に社会環境も、公私の区別といふものをきわめてはつきりしておきまして、裁判官と飲食をともにしても、間違つても事件の話などをするといふやうなことは、通常の紳士としてあるまじきことであるといふ常識が發達しております

から、外國ではさういふ警戒を拂ふ必要はないのであります。ところがわが國では遺憾ながら、最初一、二回は何事もないやうな顔をしておき、事件の話を持出すといふやうなことで、あふなくて、どうも一緒に食事でもできない。自然さならぬ神に祟りなしといふことで、からの中にどじこもることが無難であるといふことに相なるであらうと思ふのであります。社会の方も非常に悪いと思ふのであります。一日も早く明朗な社会を樹立して、裁判官檢察官が、安心してすべての人と接觸できるやうな習慣を早く樹立したいと、かように考へる次第であります。裁判官をさうして再教育をするかこれは私の職務権限の範圍内ではないのであります。最高裁判所長官その他の範圍であります。檢察官と相まぢまして、われ／＼もできるだけこの問題には頭を費さねばならぬと考へておりますが、何よりもゆたかな教養、常識の涵養、あらゆる社交の機會を享受できるやうにすること、すべての人間の経験を自分がみづから体験するといふわけにいかぬのでありますから、そこで小説を読み、文學を読み、あるいはさういふ體験を歴史を通じて学ぶのであります。さういふ意味において、裁判官、檢察官等は、絶えず欲するところの書物を読むことができ、いわゆる専門の書物だけでなく、廣く人生一般に關する書物などはいつでも読めるやうにありたいのであります。これが私は再教育と申しますか、人格を練直す第一の要件であると思ふのであります。わが國の現状は、さういふ点におきまして、非常な不便

と戦わねばならぬのであります。しかしそれにもかかわらず、若干の待遇の向上をおかげさまですることができるのでありますから、さらに文化施設費のようなものを増額していただきまして、到るところの檢察廳等には、小さい専門の法律の、殊に古い六法のよなもの、どこかの裁判所にもあるようであります、私の言うのは、そういうのでなくして、哲学、宗教、文学、芸術一切の社会事象に関する書物という意味でありまして、そういうものを備えておいて、欲するところに従つて勉強ができるようにするというようなことは、最も大切なことである、かように考えておるのであります。また廣くあらゆる方面と交際ができるようなゆたかな収入といふことも絶対的に必要な條件であります。とにかくいろいろな点を考慮いたしまして、できるだけ円熟した教養の高い裁判官、檢察官等を得るために努力いたしたいと考えておる次第であります。

○井伊委員長 ちよつと休憩いたします。

午前十一時二十九分休憩  
〔休憩後は開会に至りなかつた〕